

令和5年3月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、土鍋 1 件、電気こたつ 1 件、
ディスペンサー（シャンプー用） 1 件、カーテン（シェード） 1 件、
コンセント 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について（管理番号：A202201064）

①事故事象について

車両内で異音が生じたため確認すると、アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の設計上並びに製造過程の不備により、発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）2月7日にウェブサイトへの情報掲載及び購入顧客に周知を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202201064）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、JANコード、販売期間、対象台数

| 商品名 | 型番 | JANコード | 販売期間 | 対象台数 |
|---|-------|---------------|--------------------------------|-------|
| Anker 535 Power Bank (PowerCore 20000) | A1366 | 4571411201844 | 2022年11月17日 ～ 2023年1月12日 | 3,627 |
| | | 4571411201851 | | |
| | | 4571411201868 | | |
| | | 4571411201875 | | |
| | | 4571411201882 | | |

2023年（令和5年）2月7日からリコール（回収・返金）を実施

回収率：31.5%（2023年3月24日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当対象製品におけるリコール対象の内容による2022年度以降の事故（消費生活活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>



背面



ポート数



※御注意

お持ちのモバイルバッテリーが対象製品かお確かめください。

対象製品は以下3点に該当している製品となります。

- ・製品名「Anker 535 Power Bank (PowerCore 20000)」、2行目の品番に「A1366」と記載がある
- ・USB-A ポート×1、USB-C ポート×2、20000mAhのモバイルバッテリー
- ・2022年11月以降に御購入の製品

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 特設窓口

電話番号：0120(567)845

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.anker-japan.com/blogs/news/395>

※オンライン受付（24時間）

<https://www.anker-japan.com/pages/a1366-support>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：宮本、佐々木

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|-----------------|----------|------------------------------|------|---|----------|---|
| A202201064 | 令和5年2月26日 | 令和5年3月20日 | リチウム電池内蔵 充電器 | A1366N11 | アンカー・ジャパン株 式会社 (輸入事業者) | 火災 | 車両内で異音が生じたため確認すると、当該製 品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 現在、原因を調査中。 | 福島県 | 令和5年2月7日から リコールを実施(特 記事項を参照) 回収率:31.5% |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|---------------|-----------|-----------------|------------|---|----------|---|
| A202201065 | 令和4年12月31日 | 令和5年3月20日 | リチウム電池内蔵充電器 | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 山形県 | 令和5年2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月15日 |
| A202201066 | 令和4年12月24日 | 令和5年3月20日 | 土鍋 | 重傷1名 | 使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品の底部が破損し、内容物が足にかかり、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 新潟県 | 令和5年3月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月10日 |
| A202201067 | 令和5年2月28日 | 令和5年3月20日 | 電気こたつ | 火災 軽傷1名 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 広島県 | 令和5年3月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202201068 | 令和5年1月30日 | 令和5年3月20日 | ディスペンサー(シャンプー用) | 重傷1名 | 当該製品を浴室壁面に設置して使用中、当該製品が脱落し、左足指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月10日 |
| A202201069 | 令和5年1月 ※不明 | 令和5年3月22日 | カーテン(シェード) | 死亡1名 | 幼児(3歳)の首が当該製品の操作用紐に引っ掛かり、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 令和5年2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月28日 |
| A202201070 | 令和4年12月26日 | 令和5年3月22日 | コンセント | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 製造から45年以上経過した製品 令和5年1月31日に公表した電気冷温風機に関する事故(A202200863)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月8日 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし